

## 途中加入の組合員がいる場合

### 目次

1. エンジェル税制の優遇措置を受けるための要件
2. エンジェル税制の優遇措置が受けられない場合（途中加入の組合員）
3. 持分割合と出資価額割合の違い

#### 1. エンジェル税制の優遇措置を受けるための要件

民法上の組合及び投資事業有限責任組合（以下、組合と略します。）を経由して株式投資した組合の組合員たる個人投資家がエンジェル税制の優遇措置を受けるためには、**まず組合員が組合に出資し、次にその資金を原資として組合が企業に株式投資することが必要**となります。

つまり、組合員が先に組合に出資し、その後に組合が企業に株式投資するという順番がエンジェル税制の優遇措置を受けるための要件となります。

#### 2. エンジェル税制の優遇措置が受けられない場合（途中加入の組合員）

**組合が企業に株式投資した後に、当該組合に出資して加入した組合員（途中加入の組合員）は、当該企業への株式投資についてエンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。**

なお、途中加入の組合員であっても、当該組合員が組合に出資した後に、新たに企業に株式投資した場合は、当該企業に関してはエンジェル税制の優遇措置を受けることができます。

#### 3. 持分割合と出資価額割合の違い

**持分割合が期末時点や組合解散時点における組合員の組合の利益や残余財産に対する分配請求権の割合**ことを意味するのに対し、**出資価額割合は株式投資時点における組合員の組合への出資金残高の割合**を意味します。

エンジェル税制の申請においては、出資価額割合を用いて各組合員の株式取得価額（確認申請書では「払込金額の総額」）を計算します。

#### <具体例>

- ・ 組合の会計期間は1月1日～12月31日
- ・ 1口の出資約束金額は100万円
- ・ 1月10日に組合員Aは100万円、組合員Bも100万円を組合に出資
- ・ 3月10日に組合は甲株式会社へ160万円投資
- ・ 5月10日に組合員Cが100万円を組合に出資

- ・ 7月10日に組合は乙株式会社に70万円投資
- ・ 12月31日における組合のPLの当期純利益は900万円

### 【持分割合】

持分とは、年度末時点における組合員の組合の利益に対する分配請求権や組合解散時点における残余財産に対する分配請求権のことです。この持分は、当初からの組合員A・組合員Bと途中加入の組合員Cで違いはなく、3名の組合への出資額は皆100万円なので、3名の持分割合は1/3となります。

したがって、年度末における組合の当期純利益900万円に対して組合員A・B・Cは300万円(=900万円×1/3)の利益分配請求権があります。

### 【出資価額割合】

株式投資を行う時点における各組合員の組合への出資価額の割合のことを「出資価額割合」といいます。

#### ①甲株式会社に対する各組合員の株式取得価額

途中加入の組合員Cには、組合への出資前に株式投資を行った甲株式会社に対してはエンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。したがって、持分割合の1/3を用いて各組合員の甲株式会社に対する投資額を計算することはできません。すなわち、持分割合はエンジェル税制とは無関係なものです。

甲株式会社に対する160万円の株式投資は、組合員Aの100万円と組合員Bの100万円の出資金を原資としており、組合員Cの出資金は甲株式会社に対する株式投資の原資にはなっていません。

したがって、甲株式会社に対する160万円の株式投資を組合員Aと組合員Bの出資価額割合を用いて投資額を計算すると、次のようになります。

- ・ 出資価額割合：100万円÷200万円=1/2
- ・ 組合員Aの株式投資額：160万円×1/2=80万円
- ・ 組合員Bの株式投資額：160万円×1/2=80万円

#### ②乙株式会社に対する各組合員の株式取得価額

甲株式会社に160万円の株式投資を行った結果、組合員Aと組合員Bの組合への出資金はそれぞれ20万円(=100万円-80万円)に減っています。これは、株式投資を行う前に組合に存在する資金が200万円であるのに対し、株式投資を行った後に組合に残っている資金が40万円(=200万円-160万円)であることと対応しております。

その後、組合員Cが100万円を組合に出資し、この時点における組合に存在する資金は140万円(=40万円+100万円)、この時点における各組合員の出資価額残高は、組合員Aは20万円、組合員Bは20万円、組合員Cは100万円です。したがって、この時点における各組合員の出資価額残高に基づく出資価額割合は次のようになります。

- ・組合員 A :  $20 \text{ 万円} \div 140 \text{ 万円} = 1/7$
- ・組合員 B :  $20 \text{ 万円} \div 140 \text{ 万円} = 1/7$
- ・組合員 C :  $100 \text{ 万円} \div 140 \text{ 万円} = 5/7$

そして、これらの資金を原資として乙株式会社に 70 万円株式投資を行っているので、この出資価額割合を用いて各組合員の乙株式会社に対する投資額を計算すると、次のようになります。

- ・組合員 A の株式投資額 :  $70 \text{ 万円} \times 1/7 = 10 \text{ 万円}$
- ・組合員 B の株式投資額 :  $70 \text{ 万円} \times 1/7 = 10 \text{ 万円}$
- ・組合員 C の株式投資額 :  $70 \text{ 万円} \times 5/7 = 50 \text{ 万円}$